令和８年度第３回地域医療対策協議会

司会

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、青森県医療薬務課の石澤と申します。
よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第３回青森県地域医療対策協議会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、大変ありがとうございます。

ここで、今年度から新たに委員になられた６名の皆様をご紹介いたします。お名前ののご紹介となります。

三沢市立三沢病院　遠藤　哲 委員

国立病院機構弘前総合医療センター　袴田　健一 委員

全国自治体病院協議会青森県支部　今　明秀 委員

青森県医師臨床研修対策協議会　藤田　征弘 委員

弘前愛成会病院　近藤　毅 委員

青森県医師会常任理事　沼尾　宏 委員。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり、秋野健康医療福祉部長からご挨拶を申し上げます。

秋野部長

健康医療福祉部長の秋野でございます。

本日はご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、医療行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

さて、本県の医療を取り巻く環境は急激に変化しており、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保がより一層求められております。

このような中、県では、医師不足の解消、若手医師のキャリア形成や県内定着、地域医療の維持確保に向けて、医師修学資金の貸与枠の拡充や、弘前大学と連携した地域枠の設定の他、弘前大学及び県立中央病院との三者で協定を締結し、県全体の医療事情を勘案した上で、医師の派遣方針等について話し合い、連携して取り組むこととしております。

県民が住み慣れた地域で将来にわたり安心して医療を受けられるよう、これからも皆様と連携し取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の協議会では、専門研修に関する協議及び専攻医の配置、青森県キャリア形成プログラム、青森県医師確保計画の中間見直しについて協議させていただくこととしておりま

す。
　限られた時間ではありますが、委員の皆様には忌憚のないご意見、ご助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

司会
　ここから、青森県地域医療対策協議会設置要綱第６条第２項の規定により、石橋会長に議長をお願いいたします。石橋会長よろしくお願いします。

石橋会長
　よろしくお願いします。
　先ほど秋野部長からもお話がありましたように、状況をいろいろ、どんどん変わっておりますので、これから県の方からいろいろ説明がありますと思いますけれども、皆さんご質問と忌憚のないご意見をいただければと思います。
　それでは議事を進行させていただきます。
　本日は時間に制限があることと思いますので、簡潔な議事進行とさせていただきますので、よろしくお願いします。
　協議事項１、医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議について、事務局から説明をお願いします。

事務局
　事務局でございます。
　協議事項１、医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修についてご説明を始めさせていただきます。
　まずは画面を共有させていただきます。ではご説明を始めさせていただきます。
　まずは、今回のご説明の趣旨についてです。２ページをご覧ください。
　例年のことでございますが、日本専門医機構から来年度の専攻医シーリング案が示されました。
　これについて、厚生労働省医政局通知により、機構が行う専門研修プログラムに関する計画の策定・変更に対して意見がある場合は、地域医療対策協議会の意見を聞いた上で、令和８年８月 18 日までに、厚生労働局へ労働省へ意見を提出することとされているため、本県の意見提出内容について協議するものでございます。
　なお、当該通知につきましては、事前にお配りしております、参考１－１、専攻医シーリング案については、参考１－２及び１－３に詳細がございます。
　３ページ目は医師法第 16 条の 10 の規定について、参考１－１でお示ししている内容と同様、機構が専門研修プログラムに関する計画を定めたり変更したりする場合には、厚生労働大臣の意見を聴かなければならず、厚生労働大臣がその意見を述べるときは、あらか

じめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聴かなければならないものとされている旨記載させていただいております。
続きまして、４ページをご覧ください。
都道府県における確認事項について記載しております。
厚生労働省から都道府県に対し、スライド中、赤で囲んでおります４つの事項について意見照会があったため、意見案を作成いたしました。
１点目、令和９年度専攻医シーリング案についての意見です。
共有画面には、意見提出についての考え方を記載しております。
今年度の主な変更点といたしまして、シーリング対象については、スライド真ん中の下に記載の通り、変更となっておりますが、本県は対象外となっております。
ほか、特別地域連携プログラム及び指導医派遣実績については、ただいま映しておりますスライドと、６ページにお示ししている通りとなっております。
７ページに、事務局の意見案を示しております。
令和９年度のシーリング案に関する意見につきましては、昨年度同様、医師少数県の本県にとって、シーリングは必要不可欠・重要な制度でありますこと、また、通常プログラムの加算数により、大都市部の募集定員の固定化が懸念されることから、医師の偏在是正を図るため、通常プログラムの加算数の条件を段階的に引き下げる等、厳格に実施すること及びシーリングを実施することについては差し支えない旨、意見を記載しております。
なお、令和９年度における、シーリング基本方針の全体像については、ただいまスライドで映しております８ページ目の通りとなっております。
続きまして２点目。各診療領域のプログラムに共通する意見です。
共有画面には、確認及び意見提出を求められている事項を確認結果事務局の意見案を示しております。
内容確認及び意見提出を求められている事項は、「内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること」でございますが、確認したところ、日本専門医機構からの提供データによると、小児科以外の診療科については、県内に複数の機関説が置かれていることを確認しました。詳細は資料１－３をご覧ください。
意見提出についてですが、小児科等の診療科について、昨年度同様、県の医師数等の厳しい状況から考えると、小児科の基幹施設は、大学病院のみとする旨の意見を、例年通り記載してございます。
３点目の診療科別の定員配置については、診療科別の専門研修プログラムの在籍者総数と、各年度の採用定員数の総人数について、本県の医師確保対策などに資するものである旨を記載しております。
また、各年度における専攻医の配置状況については、次のページにまとめております。令和８年度は、89 名の専攻医が各医療機関に配置され、うち 85 名の専攻医が青森県内の

医療機関に配置されております。
委員の皆様にお配りしております、資料１－３から１－11につきましては、令和８年度から平成30年度の各年度に採用された専攻医の配置についてでございまして、県内各所に配置されていることがわかります。
　また、専門研修を修了した方は、令和５年度採用者では27名、令和４年度採用者では50名、令和３年度採用者では62名、令和２年度は61名、令和元年度は63名、平成30年度は55名となっております。
　以上のことから、意見提出にあたり適正な状態であり、意見なしとするものと、記載させていただいております。
　続いて３点目でございます。青森県内の個別専門研修プログラムについての意見です。
　共有画面には、意見提出を求められている事項を確認結果、そして意見提出案をお示ししております。
　事前にお配りしております。資料１－２から、全プログラムにつきまして、共有画面の通り、プログラムの連携施設及びローテーションの設定並びに採用人数が、都道府県の医師偏在対策に配慮されたものであること、特定の地域や診療科において、従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであることについては確認の結果、県の医師確保や偏在対策に特段の支障は生じないものである旨の意見を記載しております。なお、プログラムの廃止については該当なしと記載しております。
　最後に４点目。その他意見といたしまして、昨年度同様、地域枠卒医師の離脱等にかかる事例などの収集や情報提供を国に求めるよう期待しております。
　以上の４つの事項の事務局意見案つきまして、委員の皆様のご意見を伺い、整理した上で、国に提出することとしておりますので、よろしくお願いいたします。
　協議事項１について、事務局からの説明は以上です。

石橋会長

　ありがとうございます。
　それではただいまの説明に対しご意見ご質問ありましたらお願いします。

（特段の意見・質問なし）

　もし、後で気が付いたことがありましたらまた後でご意見をお伺いしますのでそのときにお願いします。それでは意見を取りまとめ国への提出を事務局にお願いすることといたしたいと思います。それでは、協議会として了承したいと思います。
　それでは次の議題に移ります。
　協議事項の２は、青森県キャリア形成プログラムの修正について、これも事務局から説明をお願いします。

事務局
　事務局でございます。
　協議事項２、青森県キャリア形成プログラムの修正についてご説明させていただきます。資料２をご覧ください。
　ただいま、スライドに映しております１ページ目は修正の趣旨となっております。
　国のキャリア形成プログラム運用指針に則り、キャリア形成卒前支援プランの内容を変更するものとなってございます。
　２ページ目をご覧ください。
　今回の変更内容は、青森県キャリア形成卒前支援プランのうち、弘前大学の教育カリキュラムが令和８年度入学者から新カリキュラムとなったことによる、弘前大学医学生の基本プラン及び年次ごとのプロジェクトにおける大学のカリキュラムの変更でございます。
　変更内容につきましては、スライド中赤字の部分を追記することとなります。
　なお、本来であれば、令和８年度のキャリア形成プログラムの変更については、令和７年度中に協議すべきところですが、事務局の対応の都合により、今回の協議会での協議となりましたことをお詫び申し上げます。
　協議事項２につきましては以上となります。

石橋会長
　はい、ありがとうございました。
ただいまの説明に関しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

　（特段の意見・質問なし）

　それでは本件につきましては、事務局案の通り了承することとしてよろしいでしょうか。それでは、協議会として了承いたしたいと思います。
　続きまして次の議題に移ります。
協議事項の３、青森県医師確保計画（第８次後期）の中間見直しについて。
これも事務局から説明をお願いします。

事務局
　事務局でございます。協議事項３、青森県医師確保計画（第８次後期）の検討・策定についてご説明をいたします。
　資料３－１の２ページ目をご覧ください。今回の説明の趣旨でございます。
　医師確保計画は、平成30年７月施行の医療法改正により、保健医療計画の一部として、都道府県に策定が義務づけられた計画であり、６年ごとに新たな計画を策定することとされております。

また、策定後の計画についても、３年ごとに見直しを行うこととされております。

このため、令和６年度に策定された現行の計画である、第８次前期青森県医師確保計画は、今年度、中間見直しを行うこととなっております。

本日は、第８次後期青森県医師確保計画の策定及び検討にあたり、ポイントとなる点を整理した上で、内容構成案及び、効果の測定評価、策定スケジュールについてお伺いをさせていただきます。

３ページ目をご覧ください。

今回の計画見直しに当たり、個別に協議を要するものが、大きく分けて６点ございます。

中でも、スライド中の青字の部分が、新規に協議を要する内容となっております。

１点目は、第８次前期計画の評価及び第８次後期計画の基本方針。

２点目は、医師少数区域及び医師少数スポットの再設定です。

３点目の、2029 年の目標医師数及び 2036 年の必要医師数を達成するための施策の見直しにつきましては、新たに、診療科偏在に配慮した医師確保の取り組みについての記載が求められることとなります。

４点目の医師偏在是正プランの策定につきまして、昨年度重点医師偏在対策支援区域を設定した上で、先行的な医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージとして、当該区域における診療所の承継・開業支援事業を実施してきたところですが、今般、医師確保計画において、医師偏在是正プランを策定し、重点医師偏在対策支援区域の再設定と、当該区域における、目標医師数の設定が求められております。

５点目の、産科小児科における、医師確保計画につきまして、分娩取扱医師偏在指標及び小児科医師偏在指標に基づく現状把握と取り組みが求められております。

６点目の医師確保計画の効果の測定及び評価につきましては、新たに国から検討を求められている内容でございまして、後述いたします、国が提示した定量的な指標を参考に、必要な調査を行い、計画の効果測定及び評価を行っていくことが求められております。

４ページ目をご覧ください。

先ほどご説明した６点を盛り込んだ上で、医師確保計画の章立てを見直すこととしたいと考えております。

なお、内容構成案の拡大版は、お配りした資料３－２をご参照ください。

５ページ目をご覧ください。先ほどご説明いたしました、医師確保計画の効果の測定及び評価において、国が提示した指標でございます。

次回以降の協議会で、スライドの国が提示している各指標について、本県の医師確保計画の評価指標としての採用の可否について検討を行っていくこととしたいと考えております。

また、本日は、国が提示しているこれらの評価指標以外に有効な指標があればお伺いしたく存じます。

６ページ目をご覧ください。今後の計画策定スケジュールについてです。
本日の地域医療対策協議会後、８月から９月にかけて、各評価指標の現状把握、目標設定に対する考え方の整理等を行い、10 月の地域医療対策協議会で素案をお示しする予定です。
その後、医療計画部会での素案取りまとめを経て、令和９年２月の地域医療対策協議会で正案の協議を行い、医療審議会への諮問答申を経て、正式に計画が策定される見込みとなっております。
７ページ目は参考となっております。
青森県医師確保計画における現状と目標指数でございます。
県内の人口 10 万対医師数につきまして、第８次計画の策定を行った 2022 年時点では、220．２人であり、2024 年時点では 224．１人となっております。
一方で、本県の医師偏在指標は全国第 46 位から第 47 位と、全国最下位となっております。
目標指数について、第８次計画の策定を行った 2022 年当初は、2026 年の目標指数として、国算出の目標値である、2,972 人の医師確保を目標としておりましたが、今回、2024 年末時点での医師偏在指標から国が算出した 2029 年の目標指数は 3,033 人であり、2036 年の必要指数は 3,348 人となっております。
協議事項３について、事務局からの説明は以上となります。

石橋会長
ありがとうございました。
ただいまの説明に関しまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

（特段の意見・質問なし）

それでは本件につきましても、事務局案の通り了承することとしてよろしいでしょうか。それでは異議がないようですので、協議会として了承したいと思います。
続きまして報告事項１、令和８年度臨床研修医採用者数について及び報告事項２、医師臨床研修対策協議会の事業出席について、一括して事務局からお願いします。

事務局
それでは報告事項１についてご説明いたします。
資料４をご覧ください。
資料４は、病院別の医師臨床研修マッチング数及び採用数をグラフ化した資料となっております。
前々年度の採用数と比較すると、今年度は２名減となっておりますが、全体としては、

平成 24 年度以降、弘前大学地域枠卒医師の増加により、採用数も増加しております。
　次のグラフは、専攻医の採用数と、研修医の採用数を比較したグラフとなっております。卒後３年目で専攻医として採用される際の県外流出は、直近２年で減少傾向となっておりますが、引き続き、本県の魅力向上に係る取り組みを継続していく必要がございます。
　続きまして、報告事項２に移ります。資料５をご覧ください。
　医師臨床研修対策協議会の令和７年度の事業実績及び、次のページに令和８年度の事業予定を記載しております。
　内容についてはご覧の通りとなっておりますが、事業の実施方法等については、随時、臨床研修病院の皆様と協議を行いながら検討して参ります。
　以上で報告事項１、２についての説明を終わります。

石橋会長
　ただいまの報告に対してご意見ご質問等ございますでしょうか。

　（特段の意見・質問なし）

　それでは報告事項の１及び２については以上といたします。
　続きまして、報告事項の３、令和８年度の会議日程等について、事務局から報告をお願いします。

事務局
　報告事項３、令和８年度地域医療対策協議会の会議日程等についてご報告いたします。
　資料６をご覧ください。
　今年度の地域医療対策協議会の会議日程案をお示ししております。
　今年度につきましては、５回程度の開催を予定しております。
　開催時期といたしましては、10 月ごろに第４回目を、令和９年２月ごろに第５回目の開催を予定しております。
　第４回目及び第５回目については、オンラインでの開催を予定しております。
　具体の日程については、後日改めて皆様にお伝えをいたします。
　議案につきましては、現状記載の通りとなってございます。
　なお、この議案については、後に変更となる可能性もございますこと、ご了承ください。報告事項３については以上となります。

石橋会長

ありがとうございました。

それでは報告事項の３、それから全体を通して何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。

今先生（全国自治体病院協議会青森県支部長）お願いします。

今委員（全国自治体病院協議会青森県支部長）

青森県自治体病院協議会、青森県支部の今です。お疲れ様です。

自治体病院の八戸（市立市民病院）とか青森県病のような大きな病院は、地域枠の医師とか、研修医が何とかなってるんですが、自治体病院で小規模のところですね、なかなか地域枠の方、医師の派遣がなくて、困ってるっていうのが届いております。

この辺について、具体的な対策があるのかそれとも、人が増えるまで待ってくださいってことなのか、この辺どうなんでしょうか。

石橋会長

ありがとうございます。これは県から、それとも私の方からお答えすればいいでしょうか。

今委員（全国自治体病院協議会青森県支部長）

どちらでも。じゃあ、大学と県の両方でお願いします。

石橋会長

ありがとうございます。

先生がご存じのように、現在青森県、弘前大学、県立中央病院とこの三者で三者協定というのを作りまして、これから医師派遣をしていくということが決まっております。

それで 10 月から弘前大学の方に、地域総合診療センターというのを作りまして、そこで必要な医師数を検討いたしまして、現在は、各講座が独自に、県内の病院に医師派遣をしてるという状況ですけれども、今年卒業した研修医からは４年間は医師少数区域で勤務することっていうのが明記されておりますので（青森県キャリア形成プログラム）、それに準じまして、例えば今までなかなか派遣してもらえなかった病院に対してですね、医師を派遣するようなシステムをこれから作っていこうと考えております。

その時に、例えばマイナー科が、そういう小さな自治体病院に必要かっていうと、またそれはちょっと、難しいので、例えば１つ考えてるのは、例えば、皮膚科であれば皮膚科も内科系の１つでありますので、いわゆる総合診療内科医としてそういうところに勤務してもらうとかですねそういうことを、現在考えております。

そういうことで、これから卒業する、研修医になる人たちに対しては、いわゆる総合診

療マインドを持つような教育をしていって、それとともに、そういう小さな自治体の病院に、ドクターを派遣していくようなシステムを考えております。

今委員（全国自治体病院協議会青森県支部長）

自治体病院協議会の今です。ありがとうございます。

そうすると内科医師に限らず、他の診療科の専攻医であっても、小規模病院に派遣された場合は、内科外来とか、内科入院を受け持ってもらうことになりますよっていうこのことでよろしいんですね。

石橋会長

そういう考えです。

ただ、例えばですね、麻酔科の専攻医がむつ病に行った場合は、麻酔科医として働いた方がきっと、むつ病としては助かると思うんで、実際はその病院でどのように、研修医、ドクターを使っていくかっていうのはある程度、自治体病院の裁量に任せるような形にしないとなかなか回らないだろうなっていうのは１つあります。

もう１つは、その一方で、医師のキャリアアップを目指すというところもありますので、各自治体病院においてもドクターが満足するような、満足するというのは給料上げろとかそういうことじゃなくて、十分研修ができるようなシステムを作っていただくっていうのも、これから求めていきたいなと考えております。

今委員（全国自治体病院協議会青森県支部長）

ありがとうございます。

石橋会長

青森県からありますか。

事務局

ただ今、石橋先生からご説明ありましたように、大学と県病と県の三者で、地域総合診療センターにおいて、総合的な診療能力・マインドを持つ専門医の養成にあたって、専門研修と、地域医療の維持確保を両立し得る仕組みづくりについて協議を進めているところでございます。

これから専門研修のところについて、仕組みが変わることになりますが、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

石橋会長

今先生いかがでしょうか。よろしいですか。

今委員（全国自治体病院協議会青森県支部長）
　はい。ありがとうございました。

石橋会長
　追加になりますけども、やっぱりそういう総合診療環境を作って、ドクターを作っていくためには、実際弘前大学生だけではうまくいかないと思いますので、自治医科大学出身の先生方との協力、それからネットワークを利用しながら、これからそういう教育を示していきたいと、今考えております。
　そういうことで、今先生もどうぞよろしくお願いします。
　その他意見、いかがでしょうか。

　（特段の意見・質問なし）

　それではご発言ないようですので事務局にお返ししたいと思います。

事務局
　出席者の皆様、本日は最後までご出席いただき、本当にお疲れ様でした。
　本日の説明につきまして、ご意見、ご不明な点等ございましたら、後程、事務局までご確認いただくようお願いいたします。
　それではこれをもちまして、令和８年度第３回青森県地域医療対策協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。適宜、ミーティングルームからご退出くださるようお願いいたします。お疲れ様でした。